

## 個人情報保護委員会に意見をだしました。

第3章第一節5「検討の方向性」の(4)「利用停止等」について

明確に消去権を盛り込むべきです。事業者が利用者の情報を活用している以上、利用者がその消去を求めた場合、削除を認めることをはっきりさせるべきです。

GAFによる個人情報の独占的集中・漏洩・勝手な利用が突きだしたプライバシーの著しい侵害は、厳しく批判されなくてはなりません。これだけ数々の問題を引き起こしながら、いまだに大きな改善がみられない理由は、利用者の消去権が明確に認められていないからです。

IT企業などは個人情報を利用することで利益を得ている以上、利用者がその事業者に個人情報の削除を求めたら削除に応ずるべきです。そうしなければ、本人の情報がその企業に取得されたままになり、どう扱われているかわかりません。その結果、IT企業などは個人情報を安易に扱うことになります。個人情報保護委員会は、まず市民の感覚に立つことが重要です。

個人情報保護法30条の停止・削除権は個人データを不正に取得した場合や目的外利用した場合に限られています。これでは、利用者本人が、その事業者に対して、個人情報の活用をまかせることができないと判断した場合、その利用者の要求にこたえることはできません。利用者の個人情報の消去権の明確化こそ、いま個人情報保護のために最も求められていることです。

2015年の個人情報保護法改正で、本人の停止・消去権が明確にされたことは、プライバシー保護にとって大きな前進です。しかし、GAFなどが突きだした問題は、個人情報保護のためには、消去権の更なる明確化が必要です。

第3章の5「検討の方向性」の(3)データポータビリティについて

個人情報保護法においてデータポータビリティ権を加えるべきです。GAFに限らず、大手IT企業は利用者の取り込みに躍起となっています。利用者と事業者との関係において、サービスがよければA社との契約を解除し、B社に自分の情報を移すか、というのは当然のことです。市民の自己情報コントロール権確立のためには、消去権のようになくしてはならない権利です。

情報銀行や民間業者の動きに惑わされることなく、個人情報保護法のなかに開示請求権、利用停止権、停止・消去権に続いてデータポータビリティ権を明記することは極めて重要です。

第3章第一節の5「検討の方向性」の(1)全体について

第16条「利用目的の制限」3項の例外規定についての意見です。

個人情報保護法第16条は、「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、……特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」とし、その例外として3項1とし、「法令に基づく場合」をあげています。しかし、現在、この「法令に基づく場合」の見直しが必要になっています。

刑事訴訟法は、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を受けることができる」(197条2項)と規定しています。これにより、捜査機関は裁判所のだす令状もなく、市民の個人情報をもつ会社、自治体、団体などから、対象者の情報をえることができます。この捜査照会を利用すれば、第三者への提供が禁止されている「要配慮個人情報」も入手できます。これは、基本的人権の根幹にかかわる重大な問題です。

この間、Tカード問題などで捜査機関による「捜査照会」を利用した個人情報の取得が問題となりました。刑事訴訟法は有体物の捜査を前提としています。かつては取得できる個人情報の量も限度がありました。しかし、今日のデータ社会においては「捜査照会」で無制限に個人情報を取得できます。個人情報保護に逆行する事態がおきていることをみすえなくてはなりません。

この第16条3項で規定する例外規定の「法令に基づく場合」の「法令」について「捜査照会」に限らず、見直しが必要な時期にきています。

第3章第4節「データ利活用に関する施策の在り方」5「検討の方向性」について位置情報を明確に個人情報としてとらえるべきです。なぜ、「中間整理案」のなかで、位置情報についてきちんと取り扱われていないのか疑問をもたざるをえません。

2017年最高裁判所大法廷は、令状をとらず、捜査機関が捜査対象の車にGPS(衛星利用測位システム)端末を取り付ける捜査手法について、「対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にし、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うことから、個人のプライバシーを侵害し得る」として、憲法が保障するプライバシー権に反し違法だとする判決をだしました。これは、捜査当局が自らの判断で自由におこなってきた捜査手法を厳しく批判するものでした。今日、GPSの精度は極めて高くなっています。位置情報から特定の人物の住所、会社、生活パターンなどを知ることができます。位置情報は最も今日的な個人情報といっても過言ではありません。

GDPRでは位置情報を個人情報と位置づけています。アメリカも同様です。最高裁判決がGPS捜査について令状の取得にとどまらず、人権保護の立場から様々な措置の検討を立法府に求めていることの意味の重大さをみすえるべきです。

